

ある温室効果ガス排出削減対策を推進していく必要がある。

表 1-1 部門別温室効果ガス排出量（確定値）（出典：環境省資料）

	京都議定書の 基準年〔シェア〕	2005年度 (基準年比)	2005年度からの 増減	2006年度 (基準年比)
合計	1,144 〔100%〕	1,291 (+12.8%)	→ -1.3% →	1,274 (+11.3%)
エネルギー起源				
小計	1,059 〔92.6%〕	1,203 (+13.6%)	→ -1.4% →	1,186 (+12.0%)
産業部門 (工場等)	482 〔42.1%〕	455 (-5.7%)	→ +1.1% →	460 (-4.6%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 〔19.0%〕	257 (+18.1%)	→ -1.2% →	254 (+16.7%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 〔14.4%〕	238 (+44.8%)	→ -3.7% →	229 (+39.5%)
家庭部門	127 〔11.1%〕	174 (+36.7%)	→ -4.9% →	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 (発電所・石油精製所等)	67.9 〔5.9%〕	79.3 (+16.9%)	→ -2.6% →	77.3 (+13.9%)
非エネルギー起源				
小計	85.1 〔7.4%〕	87.5 (+2.9%)	→ +0.3% →	87.7 (+3.1%)
工業プロセス	62.3 〔5.4%〕	53.9 (-13.5%)	→ -0.0% →	53.9 (-13.5%)
廃棄物(焼却等)	22.7 〔2.0%〕	33.5 (+47.8%)	→ +0.8% →	33.8 (+48.9%)
燃料からの漏出	0.04 〔0.0%〕	0.04 (+2.7%)	→ -4.5% →	0.04 (-2.0%)

(単位:百万t-CO₂)

一方で、京都議定書の第一約束期間終了後（次期枠組み）の温暖化防止に向けた取組の在り方に関する検討も始まっている。その中では、2050年において温室効果ガスの排出量を世界全体で半減させる、日本では2050年までに現状から60～80%の削減を行う等が示されており、今後も温室効果ガス排出削減に向けた継続的・長期的かつ抜本的な取組が必要となることは確実である。

これらのことから、PFI事業においても中長期的な視点で温室効果ガス排出量を削減するための枠組みを定め、持続可能な取組を構築していくことが重要であるといえる。また、このような取組には、第一約束期間の削減目標達成に向けた迅速性も同時に求められており、PFI事業においても早急な活動の展開が望まれるところである。

2. 地球温暖化防止に向けた取組の方向性

既述のとおり PFI 事業の多くが「業務その他部門」に分類されることから、ここでは当該部門における地球温暖化防止に向けた取組の概要を整理するとともに、その課題を抽出した。

2-1 「業務その他部門」において求められる取組

京都議定書目標達成計画においては、業務その他部門の全体として、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）によるエネルギー管理や自主行動計画の着実な実施等を通じて温室効果ガス排出の抑制を図ることとされている。

また、オフィス等で使用される機器の効率向上・普及を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、世界最高水準のエネルギー効率を目指し、今後も一層の機器のエネルギー効率の向上を促進することとされている。

その上で、部門別の対応が記載されており、PFI 事業の発注者となる公共部門については、国と地方公共団体等に対して具体的な取組を求める方針が掲げられている。

<コラム 1：改正され強化された省エネ法>

2005 年に省エネ法が改正され、一定延床面積以上の建築物の所有者が省エネ努力義務の対象に追加された。また、新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届け出を行うこととし、省エネ措置が著しく不十分な際には指示、公表される。

さらに、2008 年 3 月に省エネ法の追加改正案が閣議決定され、工場・事業者に対する規制が強化された。同改正案は規制対象の選定方法を施設単位から、企業単位に変更することにより、これまで規制対象外であった施設の多くが規制対象に追加された。例えば、コンビニエンスストアやスーパーなどは、本部と加盟店を同一企業とみなすことにより規制対象となる可能性が高い。本改正により、省エネ法の対象となる業務ビルは 5 割程度まで拡大すると考えられる。

(1) 国における取組方針

国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）に基づく政府実行計画、及び同計画に基づく各府省実施計画に基づき、2008年度から2012年度の第一約束期間を念頭に、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施することとされている。

特に、全国の国の庁舎において太陽光発電、建物緑化、ESCO事業¹等のグリーン化を集中的に推進することとされている。また、政府実行計画に基づく取組に当たっては、2007年11月に施行された国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。）及び12月7日に閣議決定された同法の基本方針に基づき、電力、自動車、ESCO事業、建築の4分野を中心に環境配慮契約を実施し、政府実行計画に定める目標をより確実に達成することにより、更なる削減に努めるものとされている。また、PFI事業についても、同法基本方針解説資料において、同法の趣旨にしたがって適切に温室効果ガス等の排出の削減に配慮することが望ましいとされている。

さらに、国の庁舎について、グリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修、適正な運用管理の徹底を引き続き推進するとともに、空気調和設備のライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法²の活用に取り組むことが記載されている。

PFI事業は、管理者等が施設の設計・建設・運営・維持管理を一体化して調達することにより、民間の資金や優れた技術力及び経営力を有効活用し、低廉で良質な公共サービスの提供を目指すものである。設計や診断・運用管理等の活動やLCEM手法は、施設の設計から運営維持管理までのライフサイクル全体を対象とする活動であり、PFI事業における温暖化防止対策と親和性の高い取組であると考えられる。

(2) 地方公共団体における取組方針

PFI事業の重要な推進主体である地方公共団体については、温対法に基づき、実行計画の策定が義務付けられている。その際、国が策定するマニュアルを参考にしつつ、「政府の実行計画」の規定に準じて策定することが規定されている。すなわち、地方公共団体においても国の場合とほぼ同様の取組が求められているといえる。

さらに、京都議定書目標達成計画において、地方公共団体では庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号。）に定められた行政事務全てを対象とすることが特記されている。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するので、温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）が可能なものについては、受託者

¹ Energy Service Company の略で、(従前の利便性を損なうことなく) 省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する事業。ESCO 事業者は、事業の遂行にあたり、顧客との間においてエネルギーサービス契約を締結し、一定の省エネルギー効果を保証する。

² 機器単体及び設備システムの性能特性を再現するシミュレーションツールを活用して、建築物のライフサイクルの各段階における省エネルギー性能を効果的に分析・評価する手法

等に対して必要な措置を講ずるよう要請するとの記載がある。PFI事業は、公共サービスの提供を包括的に民間企業に委託するものであり、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することは、京都議定書目標達成計画を実現するために必要な事項となっている。

(3) 国、地方公共団体以外の公共法人における取組方針

国、地方公共団体以外の公共法人についても、京都議定書目標達成計画において“国、地方公共団体は、独立行政法人等の公共法人に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、政府の実行計画や地方公共団体の実行計画に準じて、独立行政法人等がその事務及び事業に関し温室効果ガスの削減等のため実行すべき計画を策定すること、及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握すること”との規定がなされている。すなわち、国、地方公共団体以外の公共法人においても、国とほぼ同様の取組を行うことが求められている。

以上のとおり、温対法や京都議定書目標達成計画では、PFI事業の発注者となる公共施設等の管理者等（国、地方公共団体、その他の公共法人：以下「管理者等」という。）が、その活動の中に地球温暖化防止に向けた措置を組み込むことを強く要請している。管理者等は、PFI事業の受託者である民間事業者に対して、中長期的に継続可能な地球温暖化防止のための活動を実施するよう措置することが求められているといえる。

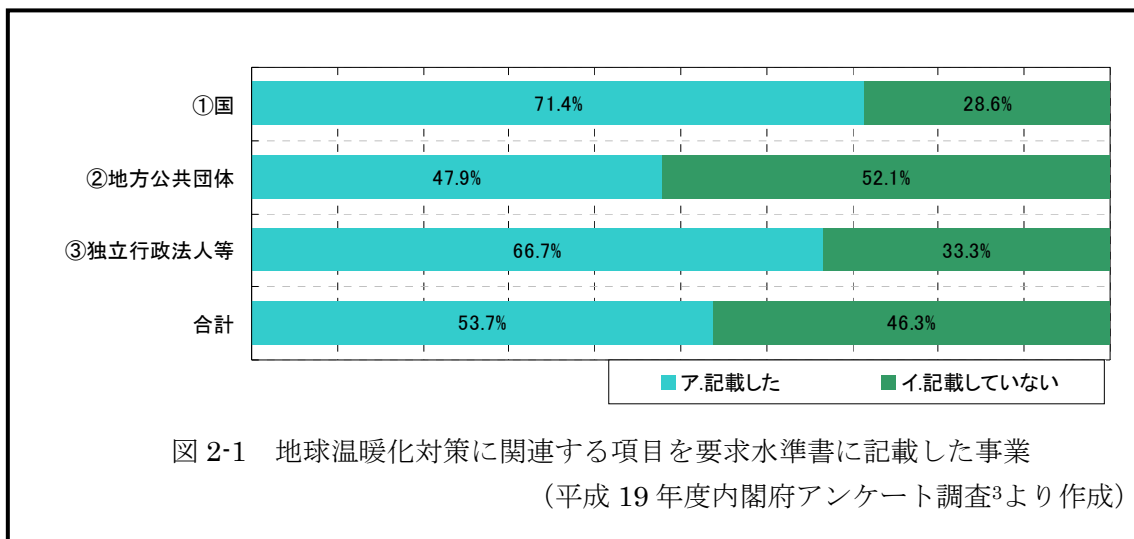
そこで、本報告書では、PFI事業に対して求められるこれらの取組に関して現状を整理し、今後地球温暖化防止に向けた措置を組み込むための課題との方策等について検討を行った。

2-2 PFI 事業における地球温暖化防止に向けた取組の現状と課題

(1) PFI 事業における地球温暖化対策の現状

実施方針が策定・公表された PFI 事業は 305 件（平成 20 年 3 月末現在）であり、既述のとおりそのほとんどが、事務庁舎、医療施設、教育と文化施設、生活と福祉に関連する施設等の「業務その他部門」に分類される事業である。これらの事業のうち、約半数が何らかの地球温暖化への対応策を要求水準書に記載している（図 2-1）ことからわかるように、地球温暖化対策への関心は高まってきていると考えられる。

我が国の CO₂ 排出量はエネルギー起源によるものが約 9 割を占めており、エネルギー使用量を削減することによって CO₂ 排出量を削減することが最も実効性のある方法である。しかしながら、具体的な省エネルギー達成等の温室効果ガス排出削減につながる活動を要求水準書や契約書案、あるいは民間事業者の選定基準等の中に、包括的かつ体系的に盛り込んだ事業の数は必ずしも多いとはいえない。



地球温暖化防止に配慮した規定を盛り込んだ例としては、学校等の教育施設の整備運営事業において、緑化の推進や太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの利用を要求水準に記載しているものがある。また、ESCO 事業のように省エネルギーそのものを目的とした PFI 事業が数件実施されている。ESCO 事業はエネルギー消費量の削減と光熱水費の削減を通じて、直接的に地球温暖化防止への貢献が可能な事業といえるが、その件数はごく限られたものとなっている。したがって、多くを占める一般的な PFI 事業においても、要求水準等の標準的な項目として地球温暖化対策が組み込まれるよう、その具体的な方法を検討する必要がある。

一般に、PFI 事業では施設の設計、施工、運営・維持管理業務については包括的に民間事業者へ委託することにより民間事業者の創意工夫を引き出し、結果として効率的で質の高い公共サービスの提供を実現している。その一方で、地球温暖化対策と不可分な関係に

³平成 19 年 12 月までに実施方針を公表した事業（287 件）を対象として実施。